

令和6年5月7日  
本庁舎地下多目的会議室

## 第22期 第1回練馬区男女共同参画推進懇談会

### 次 第

- 1 委員紹介・事務局紹介  
【資料1、2】
- 2 男女共同参画研修  
講師 片居木 英人委員（十文字学園女子大学教授）  
【資料5】
- 3 議題  
会長、副会長の選出  
  
各種委員の選出  
【資料4】
- 4 報告  
第6次練馬区男女共同参画計画策定について  
【資料3、6】
- 5 その他  
次回会議  
日時：令和6年7月30日（火）18時～  
会場：区役所本庁舎20階 交流会場
- 6 閉会

#### < 配付資料 >

##### 事前配布資料

- ・資料1 第22期練馬区男女共同参画推進懇談会委員名簿
- ・資料2 練馬区男女共同参画推進懇談会設置要綱
- ・資料3 令和6年度練馬区男女共同参画推進懇談会年間予定
- ・資料4 各種委員の役割

##### 当日配布資料

- ・資料5 研修資料
- ・資料6 第6次練馬区男女共同参画計画の策定について
- ・資料7 第5次練馬区男女共同参画計画 目標別 指標と目標値一覧
- ・人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査報告書および概要版（新委員のみ）
- ・第6次練馬区男女共同参画計画策定に向けての意見（新委員のみ）

## 第22期 練馬区男女共同参画推進懇談会委員名簿

令和6年4月1日現在

	委員氏名	区分	備考
1	片居木 英人	学識経験者	十文字学園女子大学人間生活学部教授
2	村田 智子	〃	弁護士
3	安蔵 誠市	〃	練馬幼稚園 園長 学校法人安蔵学園 理事長
4	八巻 裕香	〃	社会保険労務士
5	本橋 世紀子	団体推薦	練馬女性問題協議会
6	立川 君子	〃	新日本婦人の会練馬支部
7	田代 尚子	〃	F(アイ)女性会議 練馬支部
8	渡邊 庸子	〃	練馬区民生・児童委員協議会
9	濱屋 尚子	〃	練馬区ひとり親福祉連合会
10	井戸 大通	〃	(一社)練馬産業連合会
11	清水 きよ彖	〃	練馬区町会連合会
12	山崎 素裕	〃	練馬区労働組合協議会
13	伊藤 さおり	公募委員	
14	長田 香	〃	
15	佐治 良之輔	〃	
16	新平 駿二	〃	
17	高桑 力也	〃	
18	服部 由佳	〃	
19	藤井 咲江	〃	
20	松井 俊子	〃	
21	宮地 明子	関係行政機関職員	東京都労働相談情報センター池袋事務所長
22	三浦 康彰	〃	練馬区教育委員会事務局教育振興部長
23	中田 淳	〃	練馬区総務部長

女性委員割合(23人中14人 60.9%)

## 練馬区男女共同参画推進懇談会設置要綱

昭和57年 2月16日

練区活発第946号

## (設置)

第1条 練馬区(以下「区」という。)における男女共同参画社会の形成を図るため、練馬区男女共同参画推進懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

2 懇談会は、区の区域内(以下「区内」という。)において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するため、次条第2号に掲げる事項を協議するときは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第27条第1項に基づく協議会として位置付ける。

## (懇談会の役割)

第2条 懇談会は、つぎに掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 練馬区男女共同参画計画に関すること。
- (2) 区内における女性活躍推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 懇談会は、つぎに掲げる者の内から、区長の委嘱する委員25人程度をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4人程度
- (2) 男女共同参画に関する団体等の推薦する者 10人程度
- (3) 一般公募による者 8人程度
- (4) 国および地方公共団体の機関の職員 3人程度

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、この場合においては同一人につき通算して3期6年を限度とする。なお、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

( 会長および副会長 )

第5条 懇談会に、会長1名および副会長若干名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は懇談会を主宰し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第6条 懇談会は、会長が招集する。

( 専門部会 )

第7条 懇談会が必要と認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の指名した委員がこれにあたる。

3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会の属する委員のうちから互選する。

4 部会長は部会を招集し、部会を運営し、部会の経過または結果を懇談会に報告する。

( 意見聴取 )

第8条 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聴くことができる。

( 庶務 )

第9条 懇談会の庶務は、総務部人権・男女共同参画課において処理する。

( 委任 )

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則 ( 昭和62年3月28日練区活発第1509号 )

1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、昭和62年4月1日に委嘱する委員の任期は昭和63年7月1日から施行する。

付 則 ( 昭和63年5月20日練区活発第90号 )

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

付 則（平成 2 年 9 月 14 日練区活発第 389 号）

- 1 この要綱は、平成 2 年 9 月 14 日から施行する。
- 2 この要綱施行後に委嘱する委員の任期は、平成 4 年 6 月 30 日までとする。

付 則（平成 3 年 7 月 1 日練区女発第 12 号）

この要綱は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（平成 4 年 4 月 1 日練生女発第 5 号）

この要綱は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（平成 8 年 1 月 10 日練生女発第 68 号）

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 9 年 12 月 19 日練生女発第 39 号）

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 11 年 5 月 25 日練生女発第 6 号）

この要綱は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（平成 14 年 3 月 25 日練総女発第 73 号）

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 11 月 29 日 29 練総人第 630 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 5 月 29 日 2 練総人第 104 号）

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

## 令和6年度 練馬区男女共同参画推進懇談会 年間予定

日 程	内 容
5月7日(火)18時～ 多目的会議室	<b>第1回 練馬区男女共同参画推進懇談会</b> ・男女共同参画研修 ・会長、副会長の選出 ・各種委員の選出
6月15日(土)16日(日)	<u>2024 男女共同参画センターえーるフェスティバル</u>
7月30日(火)18時～ 交流会場	<b>第2回 練馬区男女共同参画推進懇談会</b> ・令和5年度事業実施状況について ・審議会等の女性委員の任用率について ・計画素案(たたき台)について
10月1日	○男女共同参画情報紙「MOVE」55号発行
10月15日(火)18時～ 多目的会議室	<b>第3回 練馬区男女共同参画推進懇談会</b> ・計画素案について
令和7年2月中旬	<b>第4回 練馬区男女共同参画推進懇談会</b> ・区民意見反映制度による意見概要と 区の考え方について ・計画(案)について
令和7年3月	【資料送付】 ・計画の送付
令和7年4月1日	○男女共同参画情報紙「MOVE」56号発行

(参考)

期	年度	主な議事(予定)
第22期	6年度	第6次練馬区男女共同参画計画の策定について 令和7年度からを計画期間とする次期計画を策定する年次となります。計画案のたたき台、素案等を進捗に応じてお示しし、ご意見を伺います。
	7年度	第5次練馬区男女共同参画計画の成果に対する評価 令和6年度に期間を終了する第5次計画(現行計画)の実施事業について5年間の評価をお願いします。

## 各種委員の役割

## 1 情報紙「MOVE」編集委員（2～3名）

情報紙「MOVE」は、年2回、4月と10月に発行しています。次号55号は、10月発行のため、5月～8月の間に、月1回程度の編集会議（平日の日中、各2時間程度）を開き、役割分担・原稿作成を行っていただきます。

## 【参考】

- ・53号（令和5年10月発行）  
特集「女性の皆さん、夢かなえてみませんか？」
- ・54号（令和6年4月発行）  
特集「おうちでの性教育、はじめませんか？」 今回送付

## 2 男女共同参画の集い・ねりまフォーラム実行委員（4名以内）

男女共同参画の集い・ねりまフォーラムは、男女共同参画社会について考える場として、毎年、区民と協働して開催しています。

今年度は、10月19日（土）と11月16日（土）において開催予定です。（詳細は未定）月1回程度の実行委員会（平日の日中、各2時間程度）に出席し、公募委員とともに企画・運営していただきます。

## 【参考】

- ・令和5年度 フィルムフェスタ（日本語字幕付き映画上映会）  
「his」
- ・令和4年度 フィルムフェスタ（日本語字幕付き映画上映会）  
「82年生まれ、キム・ジヨン」「未来を花束にして」

## 3 男女共同参画センターえーるフェスティバル パネル作成委員（2～3名）

毎年、男女共同参画週間のある6月に、公募委員とともに、男女共同参画センターえーるフェスティバルを開催しています。

今年度は、「来て、見て、感じて」をサブタイトルとして、6月15日（土）、16日（日）に開催予定としています。懇談会では、毎回、男女共同参画をテーマにしたパネルを作成・展示しています。

2回程度（時期は未定ですが、平日の日中、各2時間程度）人権・男女共同参画課（練馬区役所東庁舎5階）または男女共同参画センターで作業していただきます。

## 【参考】

- ・令和5年度  
第5次練馬区男女共同参画計画より  
～男女共同参画の視点に立った防災対策～

裏面のイメージをご覧ください。

必須ではありませんが、皆様のご参加をお待ちしております。  
第1回懇談会でご希望をお伺いしますので、ご検討願います。

- 1 男女共同参画情報紙「MOVE」  
バックナンバーは区HPに掲載しています。



区 HP はこちらから

- 2 男女共同参画の集い「ねりまフォーラム」実行委員



実行委員メンバーがデザインしたポスターや、当日参加者へのリーフレット

- 3 男女共同参画センターえーるフェスティバル パネル作成委員



(一例) 委員が作成したA1サイズパネルを5枚掲出

「男女共同参画」(ジェンダー平等)推進の意義  
 「個人としての尊重」と「多様性の尊重」をめざして

十文字学園女子大学教員

片居木 英人(かたいぎ ひでと)

2024年5月7日(火)

はじめに

- ・簡単な自己紹介(憲法・人権・社会福祉〔女性福祉〕)
- ・研究運動テーマ「売春防止法と婦人保護事業(現:困難女性支援法と女性支援事業)の現代的展開のあり方の探究」
- ・性売買問題 - 「性(セクシュアリティ)は人権であること」の定着と伸長をめざして

1 日本国憲法の人権理念を基軸として

①憲法13条「個人としての尊重、生命権・自由権・幸福追求権の最大の尊重」

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

生命ある「個別性」と「多様性」の尊重、自己決定権の尊重

憲法14条「法の下での平等」(平等権、不当な差別的取扱いを受けないこと)

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

13条の次に「法の下での平等」条項が置かれている点に注目

社会的関係における差別の否定の今日的重要性

...公共圏を超えて「親密圏」にまでの拡張

...DV、虐待、ハラスメント、異質性排除(攻撃)への人権・権利視点として

2 「平等・発展・平和」の今日的展開の必要性...SDGsをはるかに先行して

①1975年「国際女性年」

1976~1985年「国連女性の10年」

「平等なくして発展・平和なし」「発展なくして平等・平和なし」「平和なくして平等・発展なし」

三者は密接不可分 - 「三位一体」であり、男女共同参画推進(ジェンダー平等)にとって中核となる普遍的な人権価値

「平等への権利」

「いかなる種類の差別もなしに」が基本 「完全参加と平等」

...国際障害者年(1981年)と、続く国連・障害者の10年(1983~1992年)のスローガン

...「国際障害者年行動計画」(1979年、国連総会採択)一節:「...ある社会がその構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは弱く脆い社会なのである。」

...閉じられた社会 - 「排除する社会」 - の脆弱性を端的に表現するすもの

#### 「発展への権利」

「発展の権利に関する宣言」(国連総会採択1986年)が重要

...同宣言前文一節:「...発展とは、人民全体及びすべての個人が、発展とそれをもたらす諸利益の公正な分配に、積極的かつ自由に、また有意義に参加することを基礎として、彼らの福祉の絶えざる増進を目指す包括的な経済的、社会的、文化的及び政治的過程である...」

...「完全参加と平等」につながるもの

#### 「平和への権利」(平和的生存権)

日本国憲法前文(...全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利...)、憲法13条(個人としての尊重、生命権・自由権・幸福追求権の最大の尊重)、憲法9条(戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認)等を柱として構成することが可能

「平和の文化に関する宣言」(国連総会決議1999年)

...「平和は単に争いがないということではなく、対話がはげまされて争いが相互理解と協力の精神で解決される。積極的で力強い参加の過程をふくむものであることを認識し...」と謳う

...同宣言1条:「教育や対話、協力を通して生命を尊重し暴力を終わらせ、非暴力を促進し、実践すること」「すべての人権と基本的な自由を十分に尊重し、その推進をすること」「発展の権利を尊重し、その促進をすること」と規定

(宣言の日本語訳; 平和の文化をきずく会)

...「国際平和の文化年」(2000年)と、続く「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際10年」(2001~2010年)として展開

### 3 「男女共同参画推進の根拠法」としての男女共同参画社会基本法

#### ①男女共同参画法制の基幹体系

日本国憲法 - 「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約:1979年国連総会採択・1985年日本発効) - 男女共同参画社会基本法(1999年) - 東京都男女平等参画基本条例(2000年) - 練馬区男女共同参画計画という人権保障法体系である。

男女共同参画社会基本法(1999年6月23日公布、同日施行)の要点

1)男女共同参画社会の形成(同法2条1号)「男女共同参画社会の形成 男女が、社会

の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。」

- 2) 男女の人権の尊重（同法 3 条）「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。」
- 3) 社会における制度又は慣行についての配慮(同法 4 条)「男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。」
- 4) 国の責務（同法 8 条）「国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」
- 5) 地方公共団体の責務（同法 9 条）「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」
- 6) 国民の責務(同法 10 条)「国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。」

#### 4 ジェンダー平等推進の意味と方向性

##### ①男女共同参画推進（ジェンダー平等推進）の意味

「すべての人が、性別による固定的な役割分担等に縛られることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生していくことができる社会」をめざして  
SDGs（持続可能な開発目標）の 17 目標の達成を大きく視野に入れながら

「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」（略称「困難女性支援法」：2022 年 5 月成立、2024 年 4 月施行）の意義

同法は、「男女共同参画法体制に女性福祉の増進としての意味内容をもって位置づけられる法」と考えられる

## 「孤独・孤立対策推進法」(2023年5月成立、同年6月施行)

国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定めるもの

### 同法2条(基本理念)

孤独・孤立対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会の変化により孤独・孤立の状態にある者の問題が深刻な状況にあることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者の問題が社会全体の課題であるとの認識の下に、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であることを旨とすること。
- 2 孤独・孤立の状態となる要因及び孤独・孤立の状態が多様であることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者及びその家族等(以下「当事者等」という。)の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われるようにすることを旨とすること。
- 3 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われるようにすることを旨とすること。

## 「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会」「性の多様性が尊重される社会」づくり推進の必要性と重要性

- 1) 2022年6月:「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」(AV出演被害防止・救済法)の成立・施行
- 2) 2023年6月:「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」(不同意性交罪、不同意わいせつ罪、性交同意年齢の13歳から16歳へ引き上げ等への法改正)及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」(性的姿態撮影等処罰法)の成立・同7月施行
- 3) 2023年10月25日、最高裁判所は「性同一性障害特例法」に定める戸籍上の性別の変更に関する要件のうち、「生殖不能要件」(生殖腺<卵巣や精巣>がないか、その機能を永続的に欠く)について、「違憲であり無効」とする決定を出した

## 5 基本的人権としての「性的人格権」の定立をめざして - わりに代えて

性的人格権とは

人間の、個人としての性的尊厳に基づく性的自由(強制、脅迫、恐怖からの自由)

や性的自己決定（自立、自律、自治への自由）を基本性質として、本人の望まない一切の暴力性を排除していく自由権、ジェンダーとしてだけではない、生物学的性別のあり方・性自認・性的指向による違いを理由とする差別的取扱いの是正をめざしていく平等権、多様性の尊重という視点から積極的で多面的な施策を要求していく社会権、これらの権利を集合させた、セクシュアリティという人格価値についての、個人にとっての、固有の権利...（片居木による定義）

【参考文献】（刊行年の新しい順）

- ・戒能民江・堀千鶴子編著『困難を抱える女性を支える Q&A 女性支援法をどう活かすか』解放出版社、2024
- ・堀内かおる『10代のうちに考えておきたいジェンダーの話』岩波ジュニア新書、岩波書店、2023
- ・片居木英人『現代社会と人権 - 「共生」を考えるための 15 講 - 』法律情報出版、2021
- ・山下泰子・矢澤澄子監修 / 国際女性の地位協会編『男女平等はどこまで進んだか 女性差別撤廃条約から考える』岩波ジュニア新書、岩波書店、2018

令和6年5月7日  
総務部人権・男女共同参画課

## 第6次練馬区男女共同参画計画の策定について

現行計画である「第5次練馬区男女共同参画計画」は、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間としており、令和7年3月に計画期間が終了することから、本年度中に「第6次練馬区男女共同参画計画」を策定する。

### 1 計画の位置づけ

- (1) 「第3次みどりの風吹くまちビジョン」に基づく個別計画とする。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める市町村男女共同参画計画とする。
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定める市町村推進計画とする。
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定められた市町村基本計画に該当し、「第5次練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画」とする。
- (5) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条の第3項に定める市町村基本計画とする。

### 2 計画期間

令和7年度～令和11年度の5年間とする。

### 3 検討体制

- (1) 練馬区男女共同参画推進懇談会
- (2) 練馬区男女共同参画施策推進会議

### 4 計画策定の予定

令和6年4月～ 練馬区男女共同参画推進懇談会および練馬区男女共同参画施策推進会議において審議（懇談会の詳細は「資料3」参照）

令和6年12月 区民意見反映制度の実施

令和7年3月 計画決定

令和 6 年 5 月 7 日  
総務部人権・男女共同参画課

## 第 5 次練馬区男女共同参画計画 目標別 指標と目標値一覧

### 目標 人権の尊重と男女平等意識の形成

指 標	平成 30 年度	目 標	令和 5 年度
人権を意識して生活している人の割合 (うち、「いつも意識している人」の割合)	71.6% (19.2%)	75%	71.5% (26.8%)
社会全体として男性のほうが優遇されていると感じる人の割合	男性 67.6% 女性 79.9%	減少	男性 68.8% 女性 84.3%
区の男女共同参画事業の認知度	32.9%	50%	32.1%

### 目標 配偶者等暴力被害者への支援と性暴力やハラスメントの防止

指 標	平成 30 年度	目 標	令和 5 年度
配偶者等からの暴力の相談窓口の認知度	34.7%	50%	51.7%
ハラスメントを受けた経験がある人の割合	28.1%	減少	31.4% (増加)

### 目標 家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

指 標	平成 30 年度	目 標	令和 5 年度
家庭における男性の家事・育児等への平均従事時間(1週間)	9.3 時間	12 時間	10.3 時間
職場の育児・介護支援制度を利用したことがある人の割合	44.5%	50%	59.2%
区内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組状況	59.6%	75%	61.5%
区の審議会等の女性委員の比率	38.6%	50%	34.8% ( 1 )

### 目標 女性の健康と安心を支える暮らしの実現

指 標	平成 30 年度	目 標	令和 5 年度
30 歳代健診の受診率	7.6%	20% ( 2 )	6.0% ( 1 )
女性防災リーダー育成講座・講演会を受講した人(累計)	368 人	668 人 ( 3 )	598 人 ( 1 )

1 令和 4 年度末

2 「健康づくりサポートプラン」における目標

3 368 人 + ( 講座年間受講予定者数 60 人 × 5 年 ) = 668 人